



法務省秘広第28号

平成27年3月25日

第65回“社会を明るくする運動”

中央推進委員会委員 殿

第65回“社会を明るくする運動”

中央推進委員会委員長

法務大臣 上川 陽子



第65回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～に対する協力について（依頼）

“社会を明るくする運動”につきましては、毎年格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昭和26年に始まりましたこの運動は、回を重ねるごとに地域に根ざし、全国的な運動として発展してまいりました。第65回となる本年は、平成26年12月に犯罪対策閣僚会議で決定された再犯防止に関する宣言「犯罪に戻らない・戻さない」を受け、別紙のとおり内閣総理大臣からメッセージが発せられるなど、政府全体の取組として、別添実施要綱等に基づき、より一層強力に運動を推進することとしております。

つきましては、貴庁所管又は貴団体傘下の地方関係機関・団体等に対し、内閣総理大臣メッセージ等の資料の配布等を通じて本運動の趣旨を周知いただき、強調月間を中心とした広報ポスターの掲出及び中央又は地方推進委員会事務局から

別途依頼をさせていただく諸行事への参加等の協力について格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

第65回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

の推進に当たってのお願い

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

安全で安心な国づくりは、我が国の経済成長や女性・若者が輝く社会の基盤であり、地方創生の礎となるものです。そして、我が国に、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控え、「世界一安全な国、日本」をつくり上げなければなりません。それを実現するためには、犯罪の約6割を占める再犯を防止するための対策が喫緊の課題であり、あやまちから立ち直ろうとする人たちが地域の中で適切な「仕事」と「居場所」を確保し、社会復帰することができるよう支援することが重要です。

政府においては、昨年12月、再犯防止に関する宣言「犯罪に戻らない・戻さない」を決定し、この問題に正面から取り組んでいくこととしました。国民の皆様には、再犯防止及び“社会を明るくする運動”の社会的意義を御理解いただき、犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしである「幸福(しあわせ)の黄色い羽根」のもと、様々な分野から多くの方々の参加をいただきますよう御協力をお願いします。

平成27年2月10日

内閣総理大臣

安倍晋三